

中心市街地にぎわい創出事業 経費配分書

(単位：円)

補助対象経費の区分	事業費	補助金 充当額	補助金経費内訳 (積算根拠を明記すること)
報償費			
旅費			
消耗品費			
印刷費			
光熱水費			
通信運搬費			
委託費			
手数料			
賃借料			
備品費			
その他			
補助対象外経費			
合計	0	0	

【補助対象とならない経費】

- 参加者への商品、賞金
- 会議時、イベント時等における飲食費
- 土地の取得・造成・補償にかかる経費
- 団体の経常的な運営にかかる経費（事務局経費）
- 補助対象事業以外の事業にかかる経費との区別が明確にできない経費
- 前払い費用（交付決定前の支払い）
- 用途が特定されない予備的経費
- 報償費であっても、補助対象団体の会員に対する経費

※経費配分が補助金要望時、補助金交付申請時と変更になる場合は、事前に商工観光課の承認が必要です。